

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マシュー福祉会の役員報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事、評議委員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会、評議委員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議委員会（定款10条）の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1

名 称	報酬金額
理事会、評議委員会、評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000 円

別表2

名 称	報酬金額
監事監査・指導報酬	5,000 円